

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年8月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年8月から47年7月までの期間は8万円、同年8月は11万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（11万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年8月21日から47年9月2日まで
② 昭和47年9月2日から48年8月1日まで

昭和36年4月1日にA社に入社し、平成7年7月に退職するまでの期間は、転勤はあったが継続して勤務していた。

昭和46年8月21日にA社C本社から同社B支店に転勤したが、同社B支店での厚生年金保険の被保険者資格取得日が47年9月2日となっている。保管している給与明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間①について記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、給与明細書で確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A社から提出された従業員名票、雇用保険記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人が、同社に継続して勤務し（昭和46年7月29日に同社C本社から同社B支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社から提出された従業員名票により、同社が従業員を異動させた場合、異動日の属する月の給与の締め日に合わせて厚生年金保険被保険者資格を喪失及び取得させていたことがうかがえることから、申立期間①については、同社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年8月21日に訂正することが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額は、給与明細書の保険料控除額により、昭和46年8月から47年7月までの期間は8万円、同年8月は11万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（11万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

富山国民年金 事案 155 (事案 49 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 49 年 4 月に国民年金に任意加入してから、国民年金保険料をずっと納付してきたと思っていたのに、申立期間については国民年金に未加入となっている。申立期間の国民年金保険料については、平成 20 年 6 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取ったが、どうしても納付できないので、再審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持している年金手帳の「国民年金の記録(1)」には、申立人が昭和 60 年 4 月 1 日に国民年金被保険者でなくなったこと、及び 61 年 4 月 1 日に国民年金被保険者となったことが記載されている上、申立人の夫についても、船員保険被保険者資格を喪失後の 60 年 6 月から 61 年 3 月までの期間は国民年金に加入しておらず、申立人と同様に同年 4 月 1 日から国民年金被保険者となっており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 6 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人から国民年金保険料を納付していたことを示す新たな資料の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。